

農地利用の最適化の推進に熱意と識見のある「農業委員」を募集します

現在の農業委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、次期農業委員の候補者を募集します。農業に詳しい方であればどなたでも応募できます。

国では農業委員に占める女性の割合を令和7年度まで30%とする目標を掲げています。男性の方はもちろん、多くの女性の方の推薦および応募もお待ちしています。

募集人員◆17人

任用期間◆3年間(令和5年7月20日～令和8年7月19日)

応募方法◆推薦または自ら応募

※推薦は、農業者または農業者が組織する団体、その他の関係者による推薦に限ります。

※①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方については、応募することができません。

提出書類◆推薦書または応募申込書

提出期限◆4月28日(金) ※必着

提出場所◆町農業委員会事務局(美郷町役場第2庁舎)

選出方法◆提出された書類をもとに美郷町農業委員会委員候補者選定委員会で審査し、決定します。その後、議会の同意を得て町長が任命します。

その他◆「募集要項」「推薦書・応募申込書」は、町農業委員会事務局に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

■推薦および応募状況の公表について

応募期間の中間と期間終了後に、推薦を受けた方および応募した方に関する情報を町ホームページで公表します。

農地法の下限面積の撤廃について

これからの地域農業のあり方に影響する内容が盛り込まれた「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」が、令和5年4月1日から施行されます。新規参入して農業経営を始めたいとお考えの方、小さい面積の農地を買いたい・売りたいとお考えの方はご相談ください。

改正内容について

農業従事者の減少が加速化する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、農地関連法が改正されました。主な内容として、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた、**農地の権利取得時に求めていた下限積要件が撤廃されました。**ただし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件(全部効率利用、農作業常時従事、地域調和等)は、引き続き継続となりますので、ご注意ください。

申・問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

農 政 課

営農継続支援事業

農業用機械・施設等導入に町独自の補助金をご活用ください

補助対象者◆①認定農業者・認定就農者

②営農を維持・継続する①以外の農業者で原則63歳未満の方

補助対象経費◆・稲作関係機械

・畑作関係機械

・施設園芸および果樹用の施設・機械 など

※税抜10万円以上の機械や施設などに限ります。

※補助対象とする機械や施設の導入基準は、機械などの性能や作業面積に応じて細かく設定していますので、事前に町農政課へお問い合わせください。

補助金額◆①機械等購入費(税抜)の6分の1以内の額(上限額:50万円)

②機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額:50万円)

補助対象要件

・過去3年度以内に、国・県・町の補助事業を利用している場合は補助対象外です。

・アタッチメントをはじめとする付属品のみの経費は補助対象外です。

・電気設備が必要な場合は、受電設備以降を補助対象とします。

・補助金交付決定前に導入した場合は補助対象外です。

申込方法◆町農政課に備え付けている申込書に必要事項を記入のうえ、見積書、カタログ、営農計画書(野帳)と一緒に提出してください。

※受付の際に、現在の営農状況の聞き取りや国・県の補助金による導入状況等の確認を行います。

申込期限◆4月19日(水) ※期限厳守

機械や施設などの導入後、7年間の営農状況を把握するため営農継続報告書を提出していただきます。営農期間が7年に満たなかった場合や途中で譲渡、交換、貸し付け、処分などをした場合は、補助金の返還を求めます。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

緑の募金へのご協力をお願いします

4月14日(金)から5月31日(木)までの期間で、行政区を通じた「家庭募金」と、町内の学校を通じた「学校募金」を行います。皆さんから寄せられた募金は、地域の緑化活動や国内外の森林整備、緑化推進に役立てられます。活動の主旨にご賛同いただける方は、ご協力をお願いします。

※上記の団体募金のほか、個人での募金もできます。手続き等については、秋田県緑化推進委員会へお問い合わせください。同委員会へ個人が直接寄付した金額が2,000円を超えた場合は、税制上の優遇措置を受けることができます。

緑の募金とは

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位の設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施していて、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として各行政区の「家庭募金」と町内学校の「学校募金」への協力をお願いしています。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908
公益社団法人秋田県緑化推進委員会 ☎018(883)0815

狩猟免許を新規に取得する方へ補助金を交付します

町では、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、近年増加している有害鳥獣による被害防止を行うため、新たに狩猟免許を取得する方に対し、その取得に伴う必要経費に対して補助金を交付します。

対象者◆町内に住所を有し、町内猟友会への入会および町鳥獣被害対策実施隊員として積極的に有害鳥獣捕獲活動への参加に同意できる方

補助金額◆【第一種銃猟免許・わな猟免許】
免許取得に係る経費および猟銃所持許可取得に係る経費の3分の2以内の額
(上限額:7万円)

申請方法◆取得した狩猟免許証の写しや取得に要した経費の領収書等を添えて申請してください。なお、詳細は町農政課までお問い合わせください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

教育推進課

美郷町奨学金返還助成制度のお知らせ

町では、若者の町内定着の促進や次代を担う人材確保のため、下記の要件を満たした方を対象に、奨学金の返還助成を行います。希望する方は、次の内容をご確認のうえ、期限内に応募してください。

助成金額◆1年間の返還実績額の3分の1
(年間限度額:6万4千円)

助成期間◆最長で5年間

応募要件◆次の①から④をすべて満たす方

受付期限◆令和6年2月29日(木)

提出書類◆・美郷町返還助成対象者認定申請書
・奨学金の名称、貸与金額、貸与期間、返還計画および返還実績等の証明書
・住民票 ・就労を証明できるもの
・個人情報提供同意書
・美郷町税の納税証明書

① 秋田県奨学金返還助成制度の対象となる奨学金の貸与を受けた方(日本学生支援機構、秋田県育英会、美郷町奨学資金など)

② 次の(1)から(3)のいずれかに該当する方
(1) 令和2年度以降に高校・大学等を卒業または退学し、令和3年4月1日以降に就職した方
(2) 令和元年度に秋田県内の高校、大学等を卒業または退学し、令和3年度以降に初めて就職した方
(3) 令和元年度以前に高校、大学等を卒業または退学し、令和2年4月1日以降に美郷町に転入して就職した方
※転入時点で美郷町外に通算1年以上の居住実績を有する方、または秋田県Aターン希望登録者の方に限ります。

③ 美郷町内に定住する意志をもち、住所を有する方

④ 美郷町税を滞納していない方

対象と
ならない方

①国家公務員、地方公務員として雇用されている方 ②独立行政法人、国立大学法人または地方独立行政法人等に雇用されている方 ③秋田県奨学金返還助成制度の未来創生分の認定を受けた方
※①②のどちらも会計年度任用職員を含みます。

応募様式などは町ホームページからダウンロードできます

申・問 町教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班 ☎0187(84)4914